

第2回横浜市泉区民文化センター指定管理者選定評価委員会 会議録概要	
対 象 施 設	横浜市泉区民文化センター
日 時	令和8年7月27日（月）午後1時～午後3時
開 催 場 所	横浜市泉区役所 4AB 会議室
出 席 者	選定評価委員：中尾委員長、佐野委員、中西委員、山下委員（計4名）
欠 席 者	伊藤委員
開 催 形 態	一部非公開（傍聴者1人）
議 題	1 指定管理者応募書類審査及び面接審査 2 指定候補者の選定
決 定 事 項	横浜市泉区民文化センターの指定候補者に「相鉄企業株式会社」を選定
議 事	1 開会 事務局から、委員の定足数の確認を行い、「横浜市泉区民文化センター指定管理者選定評価委員会運営要綱」第7条第3項の規定により委員会が成立していることを報告 2 事務局説明 (1) 資料確認 (2) 委員会の公開・非公開 第1回選定評価委員会の決定により、応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答までを公開とし、その後の委員による審査部分について非公開とする。 (3) 委員会の流れ 面接審査の後に総括審査を行う。 (4) 応募団体について 応募団体は1団体。欠格事項について該当なし。応募が1団体のため、プレゼンテーションは団体名を公開の上、面接審査を行う。 (5) 評価について 評価基準項目のうち「6 加減点項目」について (ア)「(1)」について、今回の応募団体は市内大企業に該当するため、非該当として0点であることを確認 (イ)「(2)」について、今回の応募団体は、「障害者雇用率が法定雇用率を超える団体」に該当するため、4点を加点。また、「ワークライフバランス及び男女共同参画の推進」の「よこはまグッドバランス企業の認定」のみが該当するため、2点を加点 (ウ)「(4)」について、今回の応募団体は、自主事業の提案が無いため、0点であることを確認 (6) 最低基準点について 最低基準点は、加減点項目を除いた本日出席委員4名の点数合計800点の60%、480点となることを確認

	3 応募団体の財政状況について 山下委員より、応募団体の財務状況について支障がないこと及び応募団体の経営状況について説明 4 面接審査（プレゼンテーション及び質疑応答） (1) 団体プレゼンテーション（相鉄企業株式会社） (2) 質疑応答 (委 員) 専門性と協働を活かした組織体制について、スタッフは原則直接雇用であり、これによりワンストップサービスが遂行できるとあるが、業務の専門性はどの程度のものか。 また、個々の専門能力を発揮しつつ、各分野の協力体制によりマルチジョブを実現させ、誰でもどんなことでも対応ができるようにしているとのことだが、それぞれが専門性を持ちながら、マルチジョブを実現するために、どのような工夫をするのか。 (団 体) ビルメンテナンス会社であることから、警備や設備、清掃はメイン業務で行っている。また、指定管理業務も行っており、設備の資格を持っている職員が軽微な修繕を行ったり、国家資格を保持する警備経験のある職員が、防犯訓練や警備計画を直接立てるなどもしている。 このように、指定管理業務と関連のある資格を活かして、運営を行うことができる。 (委 員) 文化事業の企画や運営の視点から考えると、文化事業に深く携わっている人を採用していくという考えもある。また設備に関しても、劇場の設備は特殊であり、いわゆる普通のビル管理とは異なることを行うことになる。そのような専門性の高い人材の確保をどのように行うのか。 また、そのような専門性の高い人材に、マルチジョブにより他の仕事内容も把握してもらうということだが、どれくらいできるものなのか。どうやって実行していくのか。 (団 体) 舞台設備では、専門学校を卒業した者を採用する一方で、企画等については、専門学校卒業生に限らず、企画に興味のある者を採用するなど柔軟に対応をしている。専門的なノウハウについては、いくつかの区民文化センターの指定管理を行う中で、これまでの事業内容を共有したり、他指定管理者が運営する施設への視察を積極的に行うなどして、ノウハウを吸収し、その中から、泉区のニーズに合う内容を採用し運営に生かしている。 マルチジョブについては、舞台技術のような専門的なことは、不明な点も多くあるが、自分たちのわからない領域を把握し、舞台担当はどのような情報があれば仕事がしやすいのか、というところまで、現場で細かい情報共有を常日頃から取って運営している。1 社体制のためコミュニケーションがとりやすく、知識の共有に隔たりがない環境が整っている。また、舞台設備のような、特別な設備については、専門業者に点検を依頼しており、自分たちで対応できるのはどこまでな
--	--

	のか、専門業者に見てもらふ必要があるのか、といった判断を日々行うようにしている。
(委 員)	提案書の 125 ページ「7 施設の使命を達成するための取り組み 使命 1」の「業務の基準で設定している指標」にある「定量指標①：貸館利用率(ホール、ギャラリー)」の目標値について、2 年目が 60%、5 年目が 75%となっている。一方で、現在のギャラリーの利用率について、「令和 6 年度 業務評価報告書」を確認すると、令和 4 年度が 29.8%、令和 5 年度が 44.3%となっており、目標値の設定が高いと感じる。この目標を達成するための具体的な取組内容を知りたい。
(団 体)	泉区民文化センターは、ギャラリーの稼働率が低いことが課題であると認識している。これは、利用者の高齢化により、展示団体が減っていることによるもの。それを改善するため、当館の主催事業を企画したり、ギャラリーを利用したいと考えつつも利用したことがない若い世代が利用しやすくなるようアドバイスできる形を構築し、新しい利用者を育てていくことを考えている。 泉区内には素敵なアーティストがいる中、泉区民文化センターで展示をしようとする方は少ない。そのため、区民の発表の場として使えるよう、共催事業についても積極的に働きかけを行う必要があると考えている。 提案書では、ギャラリーについて、作品を飾るだけの静かなスペースから、賑やかなマルチスペースへ変容させていきたいと説明している。ギャラリーとしての利用を第一優先にしつつ、半年前の時点で予約が入っていない場合は、小規模での劇団の利用や、劇団やダンスの練習場所としての提供、子ども向けの小さな公演など、展示以外の利用について、利用者の要望にこたえていくことで、高い目標値に挑戦していきたいと考える。
(委 員)	提案書の 116 ページについて、1 か月の勤務シフト例を見ると、館長の連休が無いが、社員の働き方としてそれで問題はないのか。急な職員の退職等、施設運営への懸念が心配される。
(団 体)	提案書は例である。館長は実際には連休を取得している。また、人が不足する場合等は、本社からの応援体制を取ることができる。連休の取得率は 80%以上であり、休日出勤は基本的にない労務状況である。
(委 員)	提案書の 128 ページにあるアーティストバンクオーディションについて、アーティストの募集は何年に 1 回なのか、また何人くらい所属しているのか。
(団 体)	オーディションについては、7 年度までは毎年実施している。開催実績は 4 回。1 回あたり 3 組ずつ合格者を輩出し 12 名が所属している。令和 8 年度は、オーディションは実施しないが、所属する 12 名が発表する企画を考えている。次期以降も続けていきたい。
(委 員)	アーティストバンクオーディションについては、提案書に「将来的には当社のコーディネートを介さず、アーティストと地域コミュニテ

	ィが連携を図れるようサポートしていく。」とあるが、御社のコーディネートをなぜ介さないのか。合格者は、テアトルフォンテのアーティストとして活動すると思うが、アートマネジメントの専門職員がいるとのことなので、むしろアーティストが成長しても、一緒に現場に行き、助言を行う、または、テアトルフォンテの看板を託すのであれば、一緒に伴走できればよいと思ったが、いかがか。 (団 体) アーティストバンクオーディションは、新人アーティストを対象としているため、自立を支援したいという思いが強く、このような内容で提案をした。実際に、区内の施設から合格者へ依頼があった場合、最初の段階では専門職員が同行して調整を支援している。アーティストが泉区内だけでなく様々な場所で活動できるよう、その成長をサポートしていきたい。 (委 員) 次期指定管理者として指定されたら、アーティストとの併走について再考してほしい。 次に、インクルーシブ事業について、実際にどのような活動をしたのか。 (団 体) インクルーシブ事業については、重要な部分だと考えている。これまで事例は少ないが、昨年度は、区内の外国人が多く居住する地域でノンバーバルの演劇を行い、言語を介さなくても演劇を楽しんでもらえるような企画を実施した。今回の提案書でも、神奈川県内の舞台芸術専用施設と連携していくとしており、インクルーシブ事業についても、そのような団体と連携して開催回数を増やしていきたい。 (委員) 神奈川県内には、先進的なインクルーシブ事業や研修会等を実施している劇場・団体があるため、職員の方もそうした事業や研修会に積極的に参加し、研鑽してほしい。 5 総括審査 「相鉄企業株式会社」が出席委員の合計点 675 点/960 点を獲得した。加減点項目を除いた合計点は、631 点となり、最低基準点の 480 点以上を満たしていることから、同団体を指定候補者に選定した。なお、応募団体が 1 団体であったため、次点候補者は該当なし。 6 区長への報告 選定結果報告書を作成し、泉区長へ提出する。 7 その他 報告書と会議録は、委員長に確認を一任する形とする。
資 料 ・ 特 記 事 項	1 資料 (1) 第 2 回横浜市泉区民文化センター指定管理者選定評価委員会次第 (2) 横浜市泉区民文化センター指定管理者選定評価委員会 評点表 (3) 応募団体の市税納付状況の照会結果 (4) 応募団体の暴力団排除条例に関わる照会結果 2 特記事項 特になし